

産 政 - 437

令和3年6月4日

秋田県商工会連合会会長 様

秋田県産業労働部長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等
における従業員の休暇取得について（依頼）

本県の産業労働行政の推進につきましては、日ごろ格別のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、医療従事者に加え、市町村による高齢者への優先接種が進められているところですが、今後は、一般の方々へのワクチン接種が順次開始されることになっております。

また、一般の方々のワクチン接種では、接種を受けやすくするため、国家公務員・地方公務員とともに、民間企業においても特別休暇等の制度創設が進んできております。

つきましては、県民の早期ワクチン接種の実現に向け、貴団体会員等の企業においても、感染予防と安定的な事業運営に資する取組として、有給の特別休暇等の創設など従業員が接種を受けやすい職場環境へのご配慮をいただけるよう、貴団体からも会員企業等への協力を呼びかけていただきたく、特段のご配慮をお願いします。

〒010-8570 秋田市山王3-1-1
秋田県産業労働部産業政策課
企画班 甲谷
電話：018(860)2214
FAX：018(860)3887